

空き家を活用する 地域貢献活動を 支援します

応募相談 令和6年

4月1日[月]から6月28日[金]まで

書類受付 令和6年

8月1日[木]から8月7日[水]正午まで

しばらく
入居者の
決まってい
ない
共同住宅
の空室

親から
相続した
一軒家

使われなくな
った
2世帯住宅
の1階

福祉施設に
家族が入所し
空き家とな
った
自宅

活用企画と
物件のセット
でご応募くだ
さい

最大300万円の 初期整備助成

空き家等の地域貢献活用に必要な
改修工事費(最大200万円/件)

住居以外の用途に資する
耐震改修費(最大100万円/件)

子どもが
自立して
空いた部屋

応募要項は
こちら



世田谷区では空き家等(空き家・空室 / 空き部屋)の 地域貢献活用企画を募集します。 活用団体等が主体となって行う 活動に必要な改修費用の助成を 行います。(最大300万円)

※活用企画と物件のセットでの応募が前提です。
応募条件など詳しくは応募要領をご確認ください。

対象物件

- 応募時点で建築関係法令・新耐震基準等を満たしている、あるいは応募する企画に含まれる改修の実施により基準等を満たすもの
- 建築確認済証またはそれに準ずる書類があること ほか

対象団体

- 区内において地域貢献活動を行う団体またはその連合体
- 対象となる物件で5年以上活動を継続させること ほか

子育て・障害者(児)・高齢者の支援拠点、地域の居場所など、これまでに23か所の空き家活用が実現しています。

各活動拠点の紹介はこちら



食を通じた多世代交流 ふかさわの台所(深沢2-15-3)

助成事業日程

令和6年 4月 応募要領・応募用紙をHPにて掲載

(必須)

応募相談 4/1(月)～6/28(金)

要
予約

時間：午前8時30分～午後5時

場所：空き家等地域貢献活用相談窓口

※土・日及び祝日お休み

6月

応募団体は必ず期間内に空き家等地域貢献活用相談窓口へ相談してください。

8月

書類受付 8/1(木)～8/7(水) 正午まで

要
予約

時間：午前8時30分～午後5時

提出場所：空き家等地域貢献活用相談窓口

所定の応募用紙に必要な事項を記入作成のうえ、直接窓口へ持ち込みで提出してください。

9月

審査会

9/14(土)

[予定]

応募団体による活用企画のプレゼンテーションと
審査を行い、「助成対象の候補」を選定します。

※詳細については後日お知らせします。

助成金交付申請手続き 9/24(火)より

初期整備実施期間

令和7年 3月

3/7(金) 完了報告書提出締切 完了報告提出後、助成金が支払われます。

(必須)

物件の現地確認

応募相談後、活用対象物件の現況確認を行います。応募団体は、立ち合いをお願いします。

お問合せ 空き家等地域貢献活用相談窓口

一般財団法人 世田谷トラストまちづくり 地域共生まちづくり課内
〒156-0043 世田谷区松原6-3-5 梅丘分庁舎1階

財団ホームページ 応募要領・応募用紙はこちらからダウンロード

www.setagayatm.or.jp/trust/support/akiya/model.html

TEL. 03-6379-1621

FAX. 03-6379-4233



メール

ack@setagayatm.or.jp



当財団にお寄せいただいた個人情報は、財団からの連絡などに必要な範囲で利用させていただきます。委託や第三者に提供することはありません。
また、開示請求等の場合は個人情報保護管理者(電話:03-6379-4300)まで、お問い合わせください。